

東かがわ市規則第28号

東かがわ市ひとの駅さんぼんまつ設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

東かがわ市長 上村一郎

東かがわ市ひとの駅さんぽんまつ設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

東かがわ市ひとの駅さんぽんまつ設置条例施行規則（平成30年東かがわ市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付することができる要件及び還付率は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>市長が使用料の還付を行うべき特段の理由があると認めるとき。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による使用料の還付は、別表第2に定める区分により行う。</u></p>																				
<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 <u>条例第11条に規定する公益上特に必要と認めるとき及び減免する額は、別表第3のとおりとする。</u></p>																					
<p>(その他)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>	<p>(その他)</p> <p>第5条 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>還付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 利用者の責に帰さない事由によって利用することができないとき。</td> <td>使用料の100%</td> </tr> <tr> <td>2 公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。</td> <td>使用料の100%</td> </tr> <tr> <td>3 利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。</td> <td>使用料の70%</td> </tr> <tr> <td>4 利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。</td> <td>使用料の50%</td> </tr> </tbody> </table>	要件	還付率	1 利用者の責に帰さない事由によって利用することができないとき。	使用料の100%	2 公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。	使用料の100%	3 利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の70%	4 利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>還付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者の責に帰さない事由によって使用することができないとき。</td> <td>使用料の100%</td> </tr> <tr> <td>公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。</td> <td>使用料の100%</td> </tr> <tr> <td>利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。</td> <td>使用料の70%</td> </tr> <tr> <td>利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。</td> <td>使用料の50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	還付率	利用者の責に帰さない事由によって使用することができないとき。	使用料の100%	公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。	使用料の100%	利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の70%	利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の50%
要件	還付率																				
1 利用者の責に帰さない事由によって利用することができないとき。	使用料の100%																				
2 公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。	使用料の100%																				
3 利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の70%																				
4 利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の50%																				
区分	還付率																				
利用者の責に帰さない事由によって使用することができないとき。	使用料の100%																				
公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。	使用料の100%																				
利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の70%																				
利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の50%																				

改正後		改正前	
5	利用日の5日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の30%	利用日の5日前までに使用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。
			使用料の3%

別表第3 (第5条関係)

使用料を減免する使用区分及び減免する額

使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額
1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）	全額免除	全額免除
2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合		
3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として利用する場合		
4 当該施設の管理者が管理業務のために施設を利用する場合		
5 市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に利用する場合		
6 市が関与し、又は運営を支援・助成する団体が利用する場合		
7 前各項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合		
8 市内に所在する団体が生涯学習、健康づくり及び地域福祉の推進の活動に利用する場合	半額免除	—

改正後			改正前
9 前項に定めるもののほか、市長			
が特に必要と認める場合			

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。